

(15) 学生会準則

第 1 条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 2 条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第 3 条 学生会活動を行うにあたっては、つぎに掲げる事項を遵守するとともに、法令および学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す行動を行ってはならない。
- (3) 学生は、学生会の運営についてつねに深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。またいかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。
- (5) 学生会は、学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合にかぎり、学外団体に加盟することができる。

第 4 条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 5 条 学生会に、総会、評議会、執行部、役員会、局、部及び同好会を置く。

2 総会は、少なくとも年 1 回開催するものとする。

3 評議会は、学級ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議するものとする。

4 執行部は、学生会の会務を処理する。

5 役員会は、学生会規約に定めるものとする。

6 局の種類は、学生会規約に定めるものとする。

7 局をその活動内容に応じて相当数の部及び同好会にわけらる。

8 学生は、その希望によって部及び同好会に所属するものとする。

第 6 条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名 称
- (2) 目 的
- (3) 構 成
- (4) 組 織
- (5) 執行部の種類、任務及びその任期
- (6) 総会、評議会、役員会の機能と権限
- (7) 局、部及び同好会の種類とそれらの機能
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 校長の最終決定権や担当の教員の指導に関する事。
- (11) 会議の招集に関する事。
- (12) 部及び同好会活動の連絡調整に関する事。
- (13) 選挙に関する事。
- (14) 会議、各局、会計、選挙等の細則に関する事。
- (15) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (16) 規約の改正に関する事。
- (17) 規約発効の期日に関する事。

第 7 条 学生会は、毎年度、事業計画書および収支予算書について学校の承認を受け、また事業報告書

及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第 8 条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各部及び同好会にそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、部及び同好会の活動の指導にあたる。

附 則

1 この準則は、昭和 37 年 10 月 1 日から実施する。

(この間の附則省略)

附 則 (平成 13. 3. 7)

この準則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 16. 3. 22)

この準則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19. 1. 10)

この準則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 24. 3. 16)

この準則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 2. 3. 11)

この準則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。